

勝浦町告示第 44 号

入 札 公 告

国民健康保険勝浦病院電子カルテシステム等更新業務について条件付き一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

勝浦町長 野上武典

1 発注者（契約権者）

勝浦町長 野上武典

2 入札に付する事項

(1) 業務の名称

国民健康保険勝浦病院電子カルテシステム等更新業務

(2) 業務の内訳数量、仕様等

仕様書のとおり

(3) 設計金額

78,400,000 円（税抜き）

(4) 契約期間

契約締結日の翌日～令和 9 年 1 月 15 日

(5) 業務場所

国民健康保険勝浦病院

(6) 最低制限価格

設定しない

3 入札参加条件

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。この条件を満たさないものが行った入札は無効とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から更生手続裁判所から更生手続きき開始決定がされていない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者であること。

(4) 入札日に勝浦町一般競争入札参加資格者名簿に「医療機器」で登載されたもので、徳島県内に事業所を有していること。

(5) 勝浦町の入札参加資格停止期間中でないこと。

(6) 勝浦町暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を公告日から開札日までの間、受けていないこと。

- (7) 令和3年度以降に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と種類及び規模が同等以上の調達を元請けとして受託し、完了した実績があり、それを証明できること。

4 入札手続き等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒771-4306

徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑 13 番地 2

勝浦病院事務局

電話番号 0885-42-2555 FAX 番号 0885-42-3343

- (2) 仕様書等の配布

この公告の日から令和8年5月31日までの間、勝浦町ホームページ（入札情報）からダウンロードすること。

- (3) 入札参加申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書（別記様式1）及び入札参加資格を満たすことを証明する書類及び納入予定商品の概要書をこの公告の日から令和8年5月18日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで4の(1)の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格結果の通知は、令和8年5月25日までに書面により通知する。

- (5) 質問の受付期間

質問の受付は公示から令和8年5月18日まで

- (6) 質問に対する回答時間

令和8年5月25日勝浦町ホームページにて回答

- (7) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年6月2日午前10時00分 国民健康保険勝浦病院3階会議室

- (8) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を、切り捨てるものとする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (9) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (10) 入札保証金

免除

- (11) 契約保証金

契約金額の100分の10

勝浦町財務規則の規定に該当する場合は減免あり。

- (12) 入札の無効

ア 法令、勝浦町財務規則の規定に基づき定められた入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札

ウ 入札書、委任状に記名押印のない入札、または委任状の印と相違のある入札

エ 入札事項を表示せず若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

オ 同一事項に対してした2通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(13) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(14) その他

ア 入札書は、指定の入札書（様式第68号）を使用することし、内訳書とともに提出すること。

イ 代理人が出席し入札する場合は指定の委任状（第1号様式）を提出すること。

ウ 開札の結果予定価格に達した入札者がいないときは直ちにその場所において再度、入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

エ 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合1回に限り再度入札に付することができるものとする。

オ 入札結果については公表するものとする。

5 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。